

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案要綱

(有価証券の供託)

第一 宅地建物取引業者が供託すべき営業保証金について、円償証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができるものとする。

(有価証券を供託した宅地建物取引業者が主たる事務所を移転した場合の措置)

第二 有価証券を供託した宅地建物取引業者がその主たる事務所を移転したためそのもよりの供託所が変更した場合においては、移転後の主たる事務所のもよりの供託所に営業保証金をあらたに供託しなければならぬものとし、この場合においては移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金をただちに取りもどすことができるものとする。